

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年6月18日開催 日本証券業協会]

1. 2023 事務年度の証券等モニタリングの結果について

(大手証券会社)

<顧客本位>

- 2023年7月より複雑な仕組債等に関する改正後の自主規制ガイドラインが施行されたところ、各社において、同ガイドラインに対応した勧誘・販売態勢を整備済と承知。原則として個人顧客への勧誘を禁止している会社もあるが、引き続き、個人・法人問わず、仕組債に対する積極的な投資ニーズや参照指標の動向についての見通しを有していない顧客への提案・勧誘がなされること等がないよう、適切な取組みをお願いしたい。

<海外ガバナンス>

- 大手証券会社では、海外での事業拡大の動きが続いている。こうした中、各社の内部監査結果をみると、特に海外地域を中心に、重要度の高い指摘事項が散見されているものと認識。また、海外拠点から東京本社に対する報告が適時適切に行われていないことなど、海外拠点に対するグリップに課題がある案件も認められた。各社においては、引き続き、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築に努めていただきたい。

(地域証券会社)

- 2023 事務年度は、トップヒアリングや貴協会主催の会合等を通じ、顧客本位の業務運営のための態勢整備やビジネスモデルの課題等について地域証券会社と深度ある対話を実施した。
- その結果、従来の業績偏重型評価体系やリスク性金融商品の販売勧誘体制の見直しといった顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みや、フローからストックベースへのビジネスモデルの転換が見受けられた。
また、保険・相続等といった顧客のライフステージや資産運用ニーズの高まりに即した他業態と相互間での顧客紹介にかかる業務提携等が見受けられた。

地銀系の証券会社においては、銀行からの紹介基準を見直すとともに、顧客対応をセグメント化した上で、プロダクトアウト型からポートフォリオ提案型へ営業転換するといった取組みも見受けられたところである。

- その一方で、顧客・営業員の高齢化や人材不足、システムコスト等の課題が存在している中で、足元で事業譲渡や IFA への業態転換、地銀グループにおける証券ビジネスの縮小・再構築といった動きも見受けられている。

(金融商品仲介業者)

- 2023 事務年度は、一部の証券会社に対して、委託先金融商品仲介業者の業務運営態勢や法令等遵守態勢の管理状況、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組状況について、アンケート調査を実施し、回答結果を検証した。

- その結果、金融商品仲介業者との委託契約締結時における法令等遵守態勢や顧客本位の業務運営に関する原則の遵守態勢の検証、アテンション口座を抽出した取引審査・売買審査、適合性の原則に基づく投資勧誘や長期・積立・分散投資を踏まえた資産運用等をテーマとした実践的な研修のほか、法令違反や顧客本位の業務運営に適合しない営業実態が認められた場合における契約解除等の取組みが見受けられた。

また、預り資産の純増や法令等遵守状況を反映した金融商品仲介業者に対する報酬・評価体系の見直し、残高連動型手数料ビジネスの推奨といった顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みも見受けられた。

2. 仕組債等のリスク性商品の組成について

- 仕組債等のリスク性金融商品の組成を行っている金融機関に対して、顧客本位の業務運営の観点から、組成・卸販売に係る体制、販社の審査、取扱商品の管理態勢等についてアンケート調査を実施したところ、取引先の販社の販売体制の審査等で一定の取組みが見られた。

- 更なる高度化の方向性として、組成商品の複雑性などに応じてより具体的な情報を自発的・継続的に販社へ提供するとともに、組成会社自らも、組成商品の想定顧客層に実際に販売されているか、及び商品のリスク変化や顧客の苦情といった販売後の動向を継続的に検証し、必要に応じて販社への販売の縮小や制限を行うといった、自律的な取組みの促進が期待される。

- 他方、組成会社がこうした取組みを行うに当たっては、組成した商品に係る最終顧客の属性や、最終顧客からの苦情といった、販社が保有する情報を分析等に活用していくことが重要であるため、販社におかれても、組成会社とよくコミュニケーションをとりながら、積極的な協力をお願いしたい。
- こうした観点のもと、現在、金融審議会市場制度ワーキング・グループで行われている、プロダクトガバナンスに係る議論の状況も踏まえながら、取組みを進めていくことを期待する。

3. 「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方」

（案）に対する意見募集の実施について

- 「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方」（案）に関し、2024年4月26日から5月31日にかけて意見募集を行い、その結果を踏まえ、6月19日に最終版を公表した。
- 本文書は、金融機関の経営環境が複雑化し、急速に変化する中で、金融機関における商品等の管理態勢を見直し、高度化する必要性が増しているとの観点から「商品等のライフサイクル管理」に関し、金融庁としての基本的な考え方をまとめたもの。
- 主として本邦大手銀行、本邦大手証券会社及び海外 G-SIBs の日本拠点を対象に、より良い実務の構築に向けた金融庁と金融機関との対話の材料として活用することを念頭に置いている。
- 経営トップに期待することは、新商品等の導入のスピードと、十分なりスクの特定・評価を両立することのできる新商品等管理態勢の経営上の重要性を認識し、態勢の整備を担う役職員等に対して、その重要性を示していくことである。このような姿勢を示すことで、例えば過度に重厚なりスク特定・評価プロセスを整備したために、新商品等の導入の時期を逸するといったことや、形式的な運用に陥るといったことを防いでいただきたい。
- 各大手証券会社においては、本文書も参考に、新商品等管理態勢や商品等の継続的な管理態勢の向上に取り組んでいただきたい。

4. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法第 440 条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切に対応していただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度確認をお願いしたい。

5. 5月G7財務トラックの成果物について

- 5月23日から25日にかけて、イタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。
 - ・ まず、金融システムの安定や規制上の論点に引き続き焦点を当てる必要性が再確認された。
 - ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFII）に関して、同セクターの強靱性を強化するための金融安定理事会（FSB）の作業を強く支持している。具体的には、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。
 - ・ サイバーセキュリティに関しては、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7サイバー専門家グループ（G7 CEG）が2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7 CEGに対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。
 - ・ 暗号資産に関しては、金融活動作業部会（FATF）の取組として、FATF基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。FATF基準の実施に関しては、2024年3月に公表された実施状況一覧表を支持している。また、2023年5月のG7新潟声明で、G7は、FSB勧告等に整合的な形で実効

的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回の G7 ストレーザ声明で当該コミットメントを再確認した。

- ・ 最後に、2023 年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みは OECD 及び保険監督者国際機構（IAIS）と共に G7 で策定された。
- 引き続き、各社の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

6. IMF 金融セクター評価プログラム（FSAP）について

- 2023 年 4 月～2024 年 5 月にかけて、IMF の金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program : FSAP）に基づく対日審査が行われ、IMF による報告書が 5 月 14 日に公表された。
- IMF は、FSAP を通じ、加盟国の金融セクターの安定性を評価しており、日本を含む主要国は 5 年に一度審査を受ける（前回の対日審査は 2017 年に実施）。本プログラムでは、システミック・リスクや金融規制・監督の枠組み等について、包括的かつ深度ある評価がなされる。
- 報告書において IMF は、日本の金融システムは最近の一連のショックに対して強靱であり、金融規制・監督の枠組みは 2017 年の前回評価時から顕著に進展したなど、日本の金融システムの現状を高く評価している。
- 他方で、システミック・リスク分析等を踏まえて一部脆弱性が指摘されているほか、日本の金融規制・監督に関する更なる改善点について提言があった。
- 今回の審査にあたっては、金融機関の皆様にもデータ提供やヒアリング等協力いただいた。金融庁としては、IMF の提言内容も参考にしつつ、金融システムの強靱性を確保するための努力を継続していく。

7. IOSCO 年次総会の開催

- 5 月 26 日から 28 日にかけて、IOSCO（証券監督者国際機構）の年次総会

がギリシャ・アテネで開催された。今回の IOSCO 年次総会においては、サステナブルファイナンスやフィンテック、NBFI など多岐にわたって議論が行われた。その中でも特に貴協会と関係が深い、OEF（オープンエンド型ファンド）の流動性リスク管理の議論について紹介したい。

- 2020年3月のコロナショックに伴う金融市場の混乱を受け、FSB や IOSCO では NBFI セクターの強靱性の強化に向けた作業が行われている。その一環として、2023年12月20日に、FSB からは「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言（改正版）」が、IOSCO からは「希釈化防止のための流動性管理ツール：『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイダンス」と題する報告書がそれぞれ公表された。
- FSB は、メンバー法域における、OEF の構造的な流動性ミスマッチに対処するためのリスク管理の整備状況につき、2026年末までにストックテイクを行うこととされている。投資信託協会や貴協会におかれては、本件への対応につき、すでに検討部会を設置して議論を重ねていただいていると承知しているが、しっかりとした対応を改めてお願いしたい。
- なお、金融庁の有泉金融国際審議官は2022年10月からIOSCOの代表理事会副議長に就任しているが、今回の年次総会において副議長に再任された。金融庁としては引き続きIOSCOにおいて積極的に議論に貢献していく。

8. 顧客本位の業務運営の確保

- 2023事務年度は、顧客本位の業務運営に関する原則を踏まえ、外貨建一時払保険、仕組預金を中心に個別のリスク性金融商品に係るプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢などのモニタリングを行った。
- 当該モニタリングで認められた、販売会社等において共通するとも考えられる課題^(注1)等を、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」で記載予定である。（7月5日公表）

(注1)「仕組債」について、モニタリングを踏まえた主な留意事項等

- 金融庁で実施した一部の金融機関（主要行等、地域銀行、証券会社）に対するアンケート調査等を踏まえれば、足元、個人向けの仕組債の販売額・残高は減少しているが、法人等向けの私募債の販売額は一定の水準に留まっている。

○販売会社におかれては、必要に応じて組成会社と連携し、顧客本位の業務運営を徹底するために、

・日本証券業協会における「複雑な仕組債等の販売勧誘に係るガイドライン」等への対応とともに、

・「顧客本位の業務運営に関する原則」の観点を踏まえ、プロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢等の整備・構築の観点から、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベストプラクティスを目指して、経営陣の適切な関与の下、各金融機関において主体的に創意工夫を発揮していくことが求められる。

○ このほか、2023 事務年度は、「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」^(注2) も併せて公表する予定である。

(注2) 数年に一度実施しており、今回で3回目(前回は2021年6月公表)

○ 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んで頂きたい。

9. マネロン等対策に係る当面の対応について

○ マネロン等対策については、2024年3月末を期限として、ガイドラインに基づく態勢整備をお願いしてきたところ、皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。

○ 各金融機関においては、自社で整備し運用を開始しているマネロン等リスク管理態勢の有効性を検証し、必要な改善を繰り返しながら管理態勢を維持・高度化していく必要がある。

○ 経営陣におかれては、3月末までに整備いただいた管理態勢をスタート地点と捉え、リーダーシップを発揮して、管理態勢の有効性を高める取組を継続的に行っていただきたい。

○ 当庁としても、有効性検証に関して、取組事例等の共有や、皆様方の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

10. 投資詐欺等への対策について

- 昨今、SNS上で著名人等になりすました投資詐欺やフィッシングによる被害が急増している現状を踏まえ、政府として、これらの犯罪に対処するため、「国民を詐欺から守るための総合対策」が、6月18日に取りまとめられた。
- 今後、「総合対策」の内容も踏まえ、当庁としては、関係省庁と連携し、詐欺等の金融犯罪被害の抑止に向けた対応を強化していく。各社におかれては、引き続きご協力いただきたい。

11. 次回のサイバーセキュリティ・セルフアセスメント（CSSA）について

- 2022 事務年度から実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント：CSSA）の取組み※については、2024 事務年度の実施に向けて準備中であり、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼する予定である。

※ 2023 事務年度分の結果は、4月に当庁のホームページにおいて公表した (<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)。

- **経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。**

12. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）について

- 4月17日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画は、今後3年間の政府及び金融機関等が実施すべき取り組みを取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。

- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応いただいていたところ、先ほど申し上げたとおり、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。

13. Japan Weeks 2024 について

- 国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組みの一環として2024年秋に開催する「Japan Weeks」について、5月、特設サイトを開設した。
- 特設サイトは今後更新していくので、皆様におかれてはぜひご注目いただきたい。また、Japan Weeks 中にイベント開催を予定している方におかれては、総合政策課に随時情報をお寄せいただきたい。

(参考) Japan Weeks 2024 特設サイト URL

<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/>

14. 資産運用フォーラムについて

- 2023年末公表した「資産運用立国実現プラン」の施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるため、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、Japan Weeks 中の10月3日に立ち上げる予定。
- それに向けて、先日、「資産運用フォーラム」やその立ち上げイベントの概要が公表され、会員募集が開始された。国内外の金事業者や機関投資家が中心となる組織であるところ、ぜひご注目いただきたい。詳細は、総合政策課や、資産運用フォーラムの事務局となるブルームバーグ社までご連絡いただきたい。

(参考) 資産運用フォーラム特設サイト URL : <https://amforum.jp/>

15. アセットオーナー・プリンシプル

- 6月3日にプリンシプル案の最終案を内閣官房の作業部会にて決定し、

6月中にパブコメに付す予定。

- ① 本プリンシプルが想定するアセットオーナーの範囲は幅広く、その中には中小の企業年金や大学法人も含まれる。そういった規模が小さいアセットオーナーにも普及させていく必要があるので、今後、最終化されるプリンシプルの普及に是非ご協力をお願いしたい。
- ② プリンシプル自体はアセットオーナーに求められるものだが、証券会社は取引をする金融機関という形で関与していくこととなるので、プリンシプルの考え方を理解いただいたうえで、それを促進するような形での対応をお願いしたい。
- ③ プリンシプルの中には補充原則2-2、3-3のように、外部の専門家や金融機関を活用していくという記載がある。この点についても、理解のうえ対応をお願いしたい。

(以 上)